



こんにちは日本共産党です 八千代市議団ニュース

堀口 明子 ☎(752)0453 植田 進 ☎(487)9754
いはら 忠 ☎(488)7207

市議団ホームページ <http://jcp-yachiyo.jp/>
共産党控室メール kyousan@city.yachiyo.chiba.jp

第237号
2015年10月12日
発行
日本共産党
八千代市議会議員団
八千代市大和田新田
312-5
☎(483)1151

「公文書改ざん」で100条調査委員会を設置

「市長主導による公文書改ざん」との情報公開審査会の答申が出されました。その内容には「公文書改ざん」だけでなく、今年3月議会で日本共産党が質問し、執行部が答弁した内容にも「虚偽答弁」と「危惧答弁」があったと判定されました。

日本共産党は、10月1日の議会運営委員会で、「議会として調査を行うべき」と対応を求めていました。

10月7日の臨時議会では①議会での虚偽答弁②改ざん行為は条例違反③他の文書の正当性までもが疑われ、市政への信頼は揺らいだ。以上3点から、行政への監視権限を持つ議会が調査を引き継ぐため、上記を理由に発議案が提出され、全会一致で「秋葉市長の公文書改ざんに関する調査特別委員会の設置」が可決されました。

そして、この特別委員会は「地方自治法第100条の規定に基づく調査」であることから、通称100条委員会と呼ばれています。

100条調査委員会で何をするの

犯罪捜査の警察とは異なり、地方公共団体の不祥事等に対して、議会が執行機関と違う立場から行政の適正執行、再発防止を調査します。これは議会でしかできないことです。

委員会では、証人喚問を行う際には①証人喚問を求める議決がされ②委員長が議長に出頭請求書を申し出③議長が喚問者に出頭請求書を送付する。記録の提出を求める場合もほぼ同様の手続きがされます。

さらに「1947年国会で議員における証人の宣誓及び証言等に関する法律」が制定された際に地方自治法を改正して100条調査に強制権が付与されました。

また、証人喚問には民事訴訟法が準用されます。証言では、証人が体験した事実を述べるのみであって意見を述べてはならない。証言は尋問された事項に対してのみできるもので尋問以外の証言はできない。とされています。



市民の「知る権利」を奪った秋葉市長の責任は重大

以上のように、100条委員会が設置されたということは、秋葉市長にとって非常に厳しい調査が行われることとなります。市民の知る権利を奪い、自身の保身のために文書を改ざんした罪をしっかりと反省しなければなりません。

そのためにも100条調査委員会は、開かれた市議会の立場からも、市民の一般傍聴及びマスコミの傍聴を含め、公開で行われるよう求めています。

公開で行うのか、要求資料、証人等を決める第2回目の100条調査委員会は10月19日となっています。(1回目は委員長、副委員長の互選) 日本共産党からは堀口明子議員が委員として出席いたします。